

鳴川中央町内会館の屋根の修理について

前号で、会館の旧家屋の屋根に錆、腐食等が見られ、ひどくならないうちに修理したい旨お知らせしましたが、5月22日の春の清掃時に多くの班長並びに役員にご了解をいただき、会館の維持管理のための特別会計からの支出する事としました。

尚、利用できる助成金・補助金制度の有無を調査し業者選定等、経費の削減・適正な執行に務めていきたいと思えます。。

町内会からのお知らせ・お願い

・防犯外灯部では年に数回、外灯の点検を行っていますが、見逃すこともあります。会員の皆様で何かお気づきの事があれば事務局までお知らせ願います。

また、ゴミステーションのについても破損がないか等点検を行っていますが、見逃すこともあります、お気づきの事があれば事務局までお知らせ願います

・定例の事務局会議は毎月第3日曜日に開催しています。

会の運営等について質問、ご意見がありましたら事務局まで連絡ください

・今後の事業については6月19日の事務局会議で協議し次回会報でお知らせします。

・会報に載せて会員にお知らせしてほしいことがありましたら、原稿を毎月20日までに会長または事務局長までお届けください。

・資源ゴミ回收益金は町内会の収入になっていますので 紙類、瓶類、段ボール、空き缶(ジュース類・缶詰・コーヒーの缶等のスチール・アルミ製の物)は 毎月30日の町内会の資源回収日に出すようにお願いします。

・結核検診について 7/14 14:15~14:45 より結核検診が鳴川中央町内会館前で実施されます。65才以上無料です 七飯町の検診受診率は全道的に低い方です、この機会に是非受診してみましょう。

・七飯町社会福祉協議会の「地域要援護者支え合い合い事業」の補助金を令和4年度で401,000円申請しました。

町内会春の清掃

春の清掃は昨年の秋の清掃に続きコロナウイルス対策として、3密をさけマスク着用での作業と言うことで実施することにしました。5月22日9時(皆さん定刻には集合し、早速作業を始めました)より開始、今回は37名の参加といつもより多くの方が参加され、



町内会館

周辺及びちびっ子広場の草刈り・樹木の剪定、町内会館内の清掃・窓ふきをおこないました。刈った草、剪定した樹木が業務用ゴミ袋(60リットル)も含め約20袋分ぐらいにもなりました。

佐々木環境衛生部長のお礼の言葉で10時(作業時間約1時間)に

無事終了しました。(今年は多くの方がお手伝いに来られたのでいつもより短時間で作業を終了することが出来ました)

町内会役員並びに各班の皆様お手伝いありがとうございました。

おかげさまで、会館及び会館周辺(特に玄関前がスッキリ)が綺麗になり皆さんに気持ちよく利用してもらえそうです。



マスク着用での参加ありがとうございます(写真撮影のためマスクを外しています)

高齢化社会の新しいサポート役 「市民後見人」になってみませんか？

～令和4年度 市民後見人養成研修のご案内～

七飯町では、今後更なる高齢化に伴い、成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれることから、町民の方が成年後見活動を行う市民後見人の養成研修を開催致します。社会貢献に熱意関心が
あり市民後見人として活動できる方を募集いたします。

成年後見制度とは・・・認知症や知的・精神障がい等により、物事を判断する能力が十分ではない
方の権利を守るため、家庭裁判所において選任された成年後見人が、金銭
管理、介護・福祉サービスの利用等の支援を行う制度です。

1. 受講者の要件

- ①講座終了予定日において、満25歳以上で、現に七飯町に居住している方
- ②原則として研修すべての課程を受講できる見込みのある方
- ※これまでに後見人を解任された方や破産者等、町で受講がふさわしくないと判断した場合
は、受講をお断りする場合があります。

2. 研修日程・場所

- ・日時： 令和4年8月17日（水）～9月28日（水）の毎週水曜日に開催
10時～16時頃まで
- ・場所： 七飯町役場 201会議室・202会議室

3. 受講方法

- ・講義はオンライン研修となり、WEB会議システム（ZOOM）により、七飯町役場庁舎内
で受講して頂きます。
- ・必要な機材等については、すべて七飯町で準備致します。（操作等はこちらで行いますので
操作に不安のある方でもご安心して受講頂けます。）

4. 受講料 無 料

5. 受講定員 10人（申込順） ※定員になり次第締め切らせていただきます。

6. 申込方法

役場民生部福祉課地域包括支援係に6月17日（金）までに、住所・氏名・生年月日・電
話番号を明記したものを、はがき、FAXでの送付または下記窓口までご持参ください。

O F A X 番 号 ： 65-9280

〇 提 出 先 ： 七飯町役場民生部福祉課地域包括支援係

〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1-1

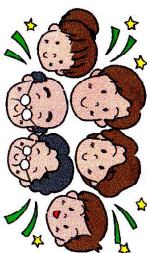
7. 研修内容

日 付	科 目	研 修 内 容
【1日目】 8月17日（水） 10：00～15：50	開会式・オリエンテーション 地域福祉・権利擁護の理念 成年後見制度概論 市民後見概論	養成講座の内容・留意事項 受講者自己紹介 地域における権利擁護体制 日常生活自立支援等 成年後見制度の理解 市民後見人の職務と役割
【2日目】 8月24日（水） 10：00～15：50	成年後見制度各論 高齢者・認知症の理解 障がいの理解 民法の基礎	法定後見、任意後見それぞれの特徴 高齢者の老化と疾病、生活機能の理解 知的障がい者及び精神障がい者の理解 家族法 財産法
【3日目】 8月31日（水） 10：00～16：10	対人援助の基礎 地域福祉と社会資源 高齢・障がい関係制度の法律	対人援助技術 地域福祉の取組状況 地域における社会資源 成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎 介護保険制度 高齢者施策と高齢者虐待防止法 成年後見制度を取り巻く関係諸制度の基礎 障がいの施策と障害者虐待防止法 公的医療保険 年金保険制度 高齢者・障がい関係制度・法律の理解 職務申告制度
【4日目】 9月7日（水） 10：00～16：15	高齢・障がい者制度の法律	後見活動の実務を理解する 意思決定支援を理解する 2事例を紹介し事例検討
【5日目】 9月14日（水） 10：00～16：15	成年後見の実務 意思決定支援 事例報告と検討	後見活動の実務を理解する 意思決定支援を理解する 2事例を紹介し事例検討
【実習日】 9月21日（水） 10：00～16：00	施設見学	動画を交えての講義により実施する。
【6日目】 9月28日（水） 10：00～14：15	成年後見制度と市町村責任 家庭裁判所の実務 後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制 現役市民後見人による実践報告 レポート作成 閉会式	成年後見制度における市町村の役割 家庭裁判所の役割 後見実施機関の設立とその役割 後見実施機関における後見人活動のサポート内容 市民後見人の具体的な理解 市民後見人像について 今後の流れについて

8. 養成研修に関する問い合わせ先

民生部福祉課地域包括支援係

☎ 66-2488



生活支援を担う有償ボランティア事業について

七飯町では、軽度の要支援状態の高齢者の方に対し、買い物・通院の外出支援や30分未満で終了する簡易な生活援助やを行う『有償ボランティア』を実施しています。

週1回だけ、午前中だけ等、自分の空いている時間帯に、自分ができる援助内容だけでも構いませんので活動してみませんか。外出支援は、男性ボランティアさんも多く活躍しています。

有償ボランティアQ&A

Q1：生活支援サービスの内容は？

- ① 掃除・洗濯・買い物・ゴミ出し等、概ね30分以内で終了する簡易な生活援助
 - ② 相談・話し相手
 - ③ 買い物や通院等の外出支援
- ※外出支援は、目的地への送迎だけでなく、依頼者が安全に外出することができるよう、車の乗り降り、目的地での付き添い等、外出に伴い必要となる支援も含めて実施します。

Q2：活動報酬は？

活動報酬は、依頼者が支払う15分あたり170円の謝礼金からボランティア活動コーディネート料として1割を差し引いた額となります。

Q3：ボランティアの条件は？

ボランティアとして活動するには、町で実施する「生活支援サポーター養成研修」を受講する必要があります。ただし、看護師・介護福祉士・介護職員初任者研修修了者の医療・福祉関係の資格をお持ちの方は、研修を受講しなくても活動できます。

Q4：生活支援サポーター養成研修を受講するには？

町内に在住する16歳以上の方であれば受講することができます。開催日程等、詳しい内容については下記までお問い合わせください。

・研修に関するお問い合わせ先
七飯町民生部福祉課地域包括支援係
電話：66-2488

Q5：ボランティアへのサポート体制は？

- ① 活動中の事故に備えて社会福祉協議会でボランティア保険に加入します。
- ② 送迎等に使用する訪問活動車を社会福祉協議会で用意しています。
- ③ 社会福祉協議会が、依頼者との調整役となり、ボランティアからの相談に応じています。
- ④ ボランティア活動に役立つ研修会や意見交換会を実施しています。



Q6：ボランティアの登録状況は？

登録者は42名で、約8割が60歳以上の方です。これまでの経験が活動に役立ちます。また、男性登録者が19名おり、外出支援を中心に担い手として活躍されています。

お問い合わせ先

七飯町社会福祉協議会

〒041-1111 七飯町本町4丁目8-1
(本町地域センター内)

☎ 65-2067



七飯町主催

生活援助から認知症のことまで介護の基礎を学んでみませんか

生活支援サポーター養成研修7月生募集！

生活支援を必要とする高齢者が増加する中、町では、高齢者の生活を支える新たな担い手として、「生活支援サポーター」を養成するための研修を開催します。

生活支援サポーターは、ホームヘルパー等の資格がなくても訪問介護員として仕事に携わることが出来ます。

訪問介護員を希望される方はもちろん、有償ボランティア活動や家族介護に役立てたいとお考えの方でも受講することができます。



受講者は、これまでに176名。現在、訪問介護員として5名、有償ボランティアとして42名の方が登録中！

生活支援サポーター-Q&A

Q：研修終了後は、どのような活動ができますか

A：希望者は、町が指定する訪問介護事業所において、在宅で生活している要支援の方々に、掃除・買い物・洗濯・調理等の生活支援を行う訪問介護員（ヘルパー）として、働くことができます。

また、社会福祉協議会に登録し、要支援の方々の簡単な家事や外出を支援する有償ボランティアとして活動することもできます。

研修受講者の声

とても前になりました。これから介護について勉強していきたいです。感動あり、笑いの講習とても良かったです。

(30代女性)

母に対する接し方、考え方を改めようと深く感じました。昨日できていたことが今日できないことがある、受け入れる気持ちを持とうと思いました。母に安心してもらえるように。

(40代女性)

研修の内容

コミュニケーション技術・認知症の理解・生活支援技術等

◎本研修は、町からの委託により、三幸福祉カレッジが実施します。

お問い合わせ先 七飯町民生部福祉課地域包括支援係

〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1-1

☎ 66-2488

FAX 65-9280